

地域特産物マイスター制度の概要

1 目的

地域経済の活性化にとって重要な地域特産物の振興を図るため、栽培・加工等の分野で卓越した技術能力を有し、産地育成の指導者となる人材を認定・登録して技術の伝承・開発、相互交流、組織化等を推進し、地域特産物の産地育成を支援します。

2 募集と認定

(1) 推薦・募集

都道府県農政主務部等の協力を得て、市町村長、地域農業改良普及センター長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長又は農業関係団体の長等が推薦します。

(2) 推薦基準

地域特産物の栽培、加工等におおむね10年以上携わっている、以下の条件を満たす、実践的な農業従事者、農産加工関係者等です。

- ① 域特産物の生産・加工技術等に卓越し、その技術の伝承と開発に意欲的であること。
- ② 地域特産物の産地育成や産地消活動を支援する、指導的役割を担えること。

【対象となる地域特産物】

- ・ 地域の自然条件を活かし、または克服して地域独自に生産しているもの
- ・ 伝統的食文化の継承の観点から重要（貴重）であるもの
- ・ 6次産業化や農商工連携等により地域振興に寄与もしくは今後、寄与することが見込まれるもの
- ・ 機能性など新たなニーズ（健康志向など）に対応して需要拡大が見込まれるもの

(3) 認定審査

審査委員会において申請書ならびに推薦書等に基づいて審査を行い、合格した候補者を地域特産物マイスターとして認定し、名簿に登録します。

3 マイスターの活動

地域特産物マイスターは、自ら研鑽しつつ技術の伝承と開発に努めるとともに、要請に応じて、技術の普及、産地の育成等のための助言・指導等を行います。

4 地域特産物マイスターの登録状況

- (1) 平成12年度の制度創設から、毎年度、15名程度を認定・登録しており、28年6月現在で244名が全国各地で活動しています。
- (2) 認定者の対象品目は、いわゆる伝統野菜、漬け物等の農産加工、茶などの工芸作物、特産果実、薬用作物等が多くなっています。